

介護サービス事業所等自己点検票（指定短期入所生活介護事業）

令和7年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 指定短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第146条	☐	☐	☐
二 人員に関する基準	1 従業員の配置の基準 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに短期入所生活介護従業者の区分に応じ次に定める員数となっているか。 ①医師 1人以上配置しているか。	法第74条第1項 都条例第111号第147条第1項、第2項 都規則第141号第31条第1項、第5項、第6項、第7項、第8項 施行要領第3の8の1	☐	☐	☐
	②生活相談員 イ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。 ロ 1人は常勤となっているか。 ただし、利用者定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 ハ 社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。		☐	☐	☐
	③介護職員又は看護職員 イ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ロ 介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっているか。 ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 ハ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。		☐	☐	☐
	④栄養士又は管理栄養士 1人以上配置しているか。 ただし、利用定員数が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。		☐	☐	☐
	⑤機能訓練指導員 イ 1人以上となっているか。 ロ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をいう。		☐	☐	☐
	⑥調理員その他の従業者 当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。		☐	☐	☐
	(2) 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	都規則第141号第31条第3項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	2 管理者 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。		☐	☐	☐
	(2) 管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	都条例第111号第148条第1項、第2項	☐	☐	☐
三 設備に関する基準	1 利用定員等 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。	都条例第111号第149条第1項	☐	☐	☐
	2 設備及び備品等 (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物及び都規則第141号第33条第1項の第2号に定める要件を満たす建物については建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。	都条例第111号第150条第1項 都規則第141号第33条第1項 施行要領第3の8の2の(2)	☐	☐	☐
	(2) (1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	都条例第111号第150条第2項 都規則第141号第33条第2項	☐	☐	☐
	(3) 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えているか。 ①居室 ②食堂 ③機能訓練室 ④浴室 ⑤便所 ⑥洗面設備 ⑦医務室 ⑧静養室 ⑨面談室 ⑩介護職員室 ⑪看護職員室 ⑫調理室 ⑬洗濯室又は洗濯場 ⑭汚物処理室 ⑮介護材料室	都条例第111号第150条第3項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	(4) (3) の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 ①居室 イ 居室の定員は、4 人以下としているか。 ロ 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65㎡以上としているか。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	都条例第111号第150条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項 都規則第141号第33条第5項	☐	☐	☐
	②食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 ㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるが、支障がない広さを確保できているか。		☐	☐	☐
	③浴室 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。		☐	☐	☐
	④便所 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。		☐	☐	☐
	⑤洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。		☐	☐	☐
	(5) その他の構造設備 ①廊下の幅は、1.5m以上となっているか。 ただし、中廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ※なお中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。		☐	☐	☐
	②廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。		☐	☐	☐
	③階段の傾斜を緩やかにしているか。		☐	☐	☐
	④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。		☐	☐	☐
	⑤居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合、1以上の傾斜路を設けているか。 ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。 ※傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとする。		☐	☐	☐
四 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第111号第167条（第51条第1項、第2項準用）	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、都条例第111号の「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	2 運営規程 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の送迎の実施地域 ⑥指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項	都条例第111号第151条第1項 施行要領第3の8の3の(1)	☐	☐	☐
	3 勤務体制の確保等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう各指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。	都条例第111号第167条（第103条第1項、第2項、第3項、第4項準用） 施行要領第3の8の3の(18)イ	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。		☐	☐	☐
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生活介護については、この限りでない。		☐	☐	☐
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		☐	☐	☐
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置)		☐	☐	☐
	4 業務継続計画の策定等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第111号第167条（第11条の2準用）	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		☐	☐	☐
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	5 対象者等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	都条例第111号第152条第1項、第2項	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。		☐	☐	☐
	6 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	都条例第111号第153条第1項 施行要領第3の8の3の(3)	☐	☐	☐
	(2) 都条例第111号第153条第1項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。		☐	☐	☐
	7 提供拒否の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。	都条例第111号第167条（第13条準用）	☐	☐	☐
	8 サービス提供困難時の対応 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第167条（第14条準用）	☐	☐	☐
	9 受給資格等の確認 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	都条例第111号第167条（第15条第1項、第2項準用）	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、（1）の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。		☐	☐	☐
	10 要介護認定等の申請に係る援助 (1) 指定短期入所生活介護事業者は要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第167条（第16条第1項、第2項準用）	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	11 心身の状況等の把握 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第167条（第17条準用）	☐	☐	☐
	12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第167条（第19条準用）	☐	☐	☐
	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	都条例第111号第167条（第20条準用）	☐	☐	☐
	14 サービスの提供の記録 （１）指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	都条例第111号第167条（第23条第1項、第2項準用）	☐	☐	☐
	（２）指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。		☐	☐	☐
	15 利用料等の受領 （１）指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	都条例第111号第154条第1項、第2項、第3項、第4項 都規則第141号第35条第1項、第2項 施行要領第3の8の3の(4)の②	☐	☐	☐
	（２）指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		☐	☐	☐
	（３）指定短期入所生活介護事業者は、（１）及び（２）に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。 ①食事の提供に要する費用 ②滞在に要する費用 ③利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用 ④利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用 ⑤送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） ⑥理美容に要する費用 ⑦①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護として提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの		☐	☐	☐
	（４）指定短期入所生活介護事業者は、（３）の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 ただし、（３）の①～④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項 法施行規則第65条	☐	☐	☐
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。		☐	☐	☐
	16 保険給付の申請に必要なとなる証明書の交付 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	都条例第111号第167条（第25条準用）	☐	☐	☐
	17 指定短期入所生活介護の取扱方針 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。	都条例第111号第155条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、16(1)に規定する短期入所生活介護計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われているか。 ※「相当期間以上」とは概ね4日以上連続して利用する場合を指す。		☐	☐	☐
	(3) 短期入所生活介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。		☐	☐	☐
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。		☐	☐	☐
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。		☐	☐	☐
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	都条例第111号第155条第6項 都規則第141号第35条の2	☐	☐	☐
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。	都条例第111号第155条第7項	☐	☐	☐
	18 短期入所生活介護計画の作成 (1) 管理者は、相当期間（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。	都条例第111号第156条第1項、第2項、第3項 施行要領第3の8の3の(6)	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(2) 既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。		☐	☐	☐
	(3) 短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。		☐	☐	☐
	(4) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該指定短期入所生活介護の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。		☐	☐	☐
	(5) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。		☐	☐	☐
	(6) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。		☐	☐	☐
	(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。		☐	☐	☐
	19 介護 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。	都条例第111号第157条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		☐	☐	☐
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1) (2)に規定するほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。		☐	☐	☐
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。		☐	☐	☐
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		☐	☐	☐
	20 食事 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しているか。	都条例第111号第158条	☐	☐	☐
	21 機能訓練 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	都条例第111号第159条	☐	☐	☐
	22 健康管理 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。	都条例第111号第160条	☐	☐	☐
	23 相談及び援助 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例第111号第161条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	24 その他のサービス提供 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行っているか。	都条例第111号第162条第1項、第2項	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		☐	☐	☐
	25 利用者に関する区市町村への通知 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例第111号第167条（第30条準用）	☐	☐	☐
	26 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか	都条例第111号第163条	☐	☐	☐
	27 定員の遵守 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	都条例第111号第164条第1項 都規則第141号第36条第2号	☐	☐	☐
	(2) 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。この場合、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行っているか。 なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとしているか。	都条例第111号第164条第2項 施行要領第3の8の3の(14)	☐	☐	☐
	28 地域等との連携 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	都条例第111号第165条	☐	☐	☐
	29 衛生管理等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じているか。	都条例第111号第167条（第109条第1項、第2項準用） 都規則第141号第37条（第19条の2準用）	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	30 非常災害対策 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	都条例第111号第167条（第110条準用）	☐	☐	☐
	31 掲示 （１）指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、前段に規定する重要事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。	都条例第111号第167条（第33条準用）	☐	☐	☐
	（２）重要事項をウェブサイトに掲載しているか。		☐	☐	☐
	32 秘密保持等 （１）指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第167条（第34条第1項、第2項、第3項準用）	☐	☐	☐
	（２）指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		☐	☐	☐
	（３）指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		☐	☐	☐
	33 広告 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。	都条例第111号第167条（第35条準用）	☐	☐	☐
	34 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例第111号第167条（第36条準用）	☐	☐	☐
	35 苦情処理 （１）指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第167条（第37条第1項、第2項、第3項、第4項準用） 施行要領第3の8の3の(18)（第3の1の3の(28)参照）	☐	☐	☐
	（２）指定短期入所生活介護事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。		☐	☐	☐
	（３）指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しているか。		☐	☐	☐
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときには、当該改善の内容を報告しているか。		☐	☐	☐
	36 事故発生時の対応 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	都条例第111号第167条（第39条第1項、第2項準用） 施行要領第3の8の3の(18)（第3の1の3の(30)準用）	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。		☐	☐	☐
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。		☐	☐	☐
	37 虐待の防止 指定短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第167条（第39条の2準用） 都規則第141号第37条（第4条の3準用）	☐	☐	☐
	38 会計の区分 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第167条（第40条準用）	☐	☐	☐
	39 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 指定短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。 （令和9年3月31日までの間は努力義務）	都条例第111号第165条の2	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	40 記録の整備 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	都条例第111号第166条第1項、第2項	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約の終了日から2年間保存しているか。 ①短期入所生活介護計画 ②都条例第111号第167条において準用する第23条第2項の規定による提供した具体的なサービスの具体的な内容等の記録 ③都条例第111号第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④都条例第111号第167条において準用する第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤都条例第111号第167条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥都条例第111号第167条において準用する第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		☐	☐	☐
五 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項、第2項	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。		☐	☐	☐
六 介護給付の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。	法第41条第4項 平12厚告19の別表の8 平12老企39	☐	☐	☐
	(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。		☐	☐	☐
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。		☐	☐	☐
	2 算定の区分等 (1) 平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の9のイに適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」の一のイ、ハを満たすものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める基準」の10に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	平12厚告19の別表の8のイの注1	☐	☐	☐
	(2) (1)について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付の算定及び取扱い	(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の3により算定しているか。		☐	☐	☐
	3 身体拘束廃止未実施減算 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19別表の8のイの注3 平27厚労告95の34の3の2	☐	☐	☐
	4 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19別表の8のイの注4 平27厚労告95の34の3の3	☐	☐	☐
	5 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19別表の8のイの注5 平27厚労告95の34の3の4	☐	☐	☐
	6 生活機能向上連携加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算(Ⅱ)については1月につき、所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、(Ⅰ)は算定せず、(Ⅱ)は1月につき所定単位数に加算する。 次のいずれにも適合すること。 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)のみ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)のみ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (3) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ①個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ②(1)、(2)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。	平12厚告19の別表の8のイの注8 平27厚労告95の34の4	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付の算定及び取扱い	7 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイの注9	☐	☐	☐
	8 個別機能訓練加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19別表の8のイの注10 平27厚労告95の36	☐	☐	☐
	9 看護体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イ又はロを算定せず、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イ又はロを算定しない。 ※厚生労働大臣が定める施設基準 （1）看護体制加算（Ⅰ） ①常勤の看護師を1名以上配置していること。 ②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 （2）看護体制加算（Ⅱ） ①当該事業所の看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 ②当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 ③定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 （3）看護体制加算（Ⅲ）イ ①利用定員が29人以下であること。 ②指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上であること。 ③（1）①及び②に該当するものであること。 （4）看護体制加算（Ⅲ）ロ ①利用定員が30人以上50人以下であること。 ②（3）②及び③に該当するものであること。 （5）看護体制加算（Ⅳ）イ ①（2）①から③まで並びに（3）①及び②に該当するものであること。 （6）看護体制加算（Ⅳ）ロ ①（2）①から③まで、（3）②及び（4）①に該当するものであること。	平12厚告19の別表の8のイの注11 平27厚労告96の12	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	10 医療連携強化加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のイの注12 平27厚労告95の37 平27厚労告94の20	☐	☐	☐
	11 看取り連携体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平12厚告19の別表の8のイの注13 平27厚労告95の37の2	☐	☐	☐
	12 夜勤職員配置加算 別に「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」（夜勤を行う介護職員・看護職員の数最低基準を1以上上回っている場合）を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （1）夜勤職員配置加算（Ⅰ） （2）夜勤職員配置加算（Ⅲ）	平12厚告19の別表の8のイの注14 平12告29の1のハ	☐	☐	☐
	13 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のイの注15	☐	☐	☐
	14 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準（受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。）に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、13の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のイの注16 平27厚労告95の18	☐	☐	☐
	15 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のイの注17	☐	☐	☐
	16 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）の算定 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 （1）感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 （2）別に厚生労働大臣が定める施設基準（居室の面積が10.65㎡以下）に適合する従来型個室を利用する者 （3）著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	平12厚告19の別表の8のイの注18 平27厚労告96の13	☐	☐	☐
	17 緊急短期入所受入加算等 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、1日につき所定単位数に加算することができるものであるが、適正になされているか。 ただし、13の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のイの注19 平27厚労告94の21	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	18 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定していないか。	平12厚告19の別表の8のイの注21	☐	☐	☐
	19 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日つき所定単位数から減算しているか。 ただし、20を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のイの注22 平27厚労告94の22	☐	☐	☐
	20 連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、2の算定の区分等の規定にかかわらず、区分に従い、所定単位数を算定しているか。	平12厚告19の別表の8のイの注23 平27厚労告94の20の2	☐	☐	☐
	21 口腔連携強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。	平12厚告19の別表の8のハの注 平27厚労告95の34の6	☐	☐	☐
	22 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数に加算しているか。 (1) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 (2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 (3) 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われているか。	平12厚告19の別表の8のニの注 平27厚労告94の23 平27厚労告95の35	☐	☐	☐
	23 在宅中重度者受入加算 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） (2) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） (3) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合 (4) 看護体制加算を算定していない場合	平12厚告19の別表の8のホの注	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	24 認知症専門ケア加算 指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	平12厚告19の別表の8のへの注 平成27厚労告95の3の5	☐	☐	☐
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①イの基準のいずれにも適合すること。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。		☐	☐	☐
	25 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	平12厚告19別表の8のトの注 平27厚労告95の37の3	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	26 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1) 次のいずれかに適合すること ①指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ②指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1) 次のいずれかに適合すること ①当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ②当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	平12厚告19の別表の8のチの注 平27厚労告95の38	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	27 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	平12厚告19別表の8のりの注	☐	☐	☐
	28 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。	平12老企40第2の2の(3)	☐	☐	☐